

入 札 心 得 書

(趣旨)

第1条 この心得書は、自動販売機設置運営のために沼津市有施設の一般競争入札による貸付けに参加を希望する者が守らなければならない事項を定めるものとする。

(入札参加者の責務)

第2条 入札への参加を希望する者は、この入札心得書のほか、自動販売機設置運営のための沼津市有施設の一般競争入札による貸付けに関する募集要領（以下「募集要領」という。）の記載事項を熟知のうえ、入札に参加しなければならない。

(入札参加資格)

第3条 入札に参加する資格を有する者は、次の各号のいずれにも該当する法人又は個人とする。

- (1) 沼津市、富士市、三島市、伊豆の国市、伊豆市、長泉町、清水町又は函南町に本店、支店、営業所若しくは事業所を有し、又は居住し、若しくは店舗を設置して業を営んでいること。
- (2) 令和5年度及び令和6年度において、自動販売機設置事業又はこれに類する事業の実績を有していること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更正手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 沼津市暴力団排除条例（平成24年条例第22号）に基づき、次のいずれにも該当しない者
 - ア 沼津市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員等（イ及びウにおいて単に「暴力団員等」という）である者
 - イ 代表者が暴力団員等である者
 - ウ 法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者であって役員以外の者が暴力団員等である者
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）

に基づく処分を現に受けている、又は受けたことのある団体又はその代表者、主催者若しくはその構成員でないこと。

(7) 市町税を滞納していない者

(入札参加申込)

第4条 入札への参加を希望する者は、沼津市が指定する日までに、次に掲げる書類を沼津市産業振興部ウィズスポーツ課に提出しなければならない。

(1) 市有財産貸付け一般競争入札参加申込書

(2) 自動販売機設置事業申告書

(3) 住民票（法人の場合にあっては、当該法人の登記事項証明書）の写し

(4) 第1号に規定する申込書押印の印鑑証明書

(5) 誓約書

(6) 設置を希望する自動販売機及び使用済容器の回収ボックスの寸法、消費電力等の仕様が記載された書類の写し

(7) 令和5年度分個人市町民税又は申込み時点において終了している直近の事業年度分法人市町民税の納税証明書又はその写し

2 前項の規定による提出は、持参又は郵送の方法によるものとし、ファクシミリ、電子計算機等を利用した方法は、これを認めない。

3 前項の規定に基づき、郵送の方法により提出する場合にあっては、書留郵便によって沼津市が指定する日の午後3時までに、沼津市（ウィズスポーツ課）に到着させなければならない。

(入札保証金)

第5条 入札保証金は、免除とする。

(入札等)

第6条 入札に参加する者は、沼津市が指定する入札期間及び入札場所において、次に掲げる書類を持参して入札しなければならない。

(1) 募集要領の様式による入札書

(2) 入札参加資格の審査結果通知書の写し

(入札書の記入等)

第7条 入札書は、黒インクの万年筆又はボールペンを使用して記入しなければならない。

2 入札書には、入札に参加する者の住所、氏名（法人の場合にあっては、所在地、

名称及び代表者の氏名) 及び入札する貸付料率を記入し、実印(法人の場合にあっては、代表者印)を用いて押印しなければならない。

- 3 前項に規定する貸付料率は、売上金額に対する貸付料率(小数点以下第一位まで算定する。)とし、算用数字によって記入しなければならない。
- 4 入札書は、入札に参加する者の住所及び氏名(法人の場合に合っては、所在地、名称及び代表者の氏名)を記入した封筒に入れて封かんし、沼津市の担当者の指示に従い、入札会場に設置された入札箱に投入しなければならない。
- 5 前項の規定により投入した入札書は、これを書替え、引換え又は撤回することができない。

(入札の無効)

第8条 次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

- (1) 第3条に規定する入札参加資格のない者
- (2) 指定した入札期間及び入札場所において入札をしなかった者
- (3) 記名押印のない入札をした者
- (4) 訂正した価格により入札をした者
- (5) 貸付料率その他の事項について、認知しがたい記載をした者
- (6) 沼津市が設定する最低貸付料率未満の入札をした者
- (7) 入札に関し不正行為を行ったと認められる者
- (8) 入札物件に2以上の入札をした者
- (9) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して入札をした者

(開札)

第9条 開札は、入札の終了後直ちに、入札場所において入札者を立ち合わせて行う。ただし、入札者が開札に立ち会わないときは、入札に関係のない沼津市の職員を立ち合わせて開札を行う。

(落札者の決定)

第10条 落札者は、沼津市の設定する最低貸付料率以上であり、かつ、最高の貸付料率を入札した者とする。

- 2 沼津市の最低貸付料率以上であり、かつ、最高の貸付料率を入札した者が2人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定する。ただし、くじを引かない者があるときは、入札に関係のない沼津市の職員に代わりにくじを引かせるものとする。

- 3 前項ただし書の場合において、関係者は、異議の申し立てをすることができない。
- 4 入札結果は、全ての入札を対象とし、開札の場においてその内容を直ちに口頭で公表するものとする。

(落札の通知)

第11条 前条の規定により落札者が決定したときは、直ちに当該落札者に対し、落札の決定及び落札した物件に係る賃貸借契約（以下「契約」という。）の締結について必要な事項を通知するものとする。

(契約の締結)

第12条 落札者は、前条の規定による落札の通知を受けた日から起算して5日以内（土曜日、日曜日及び国民の祝日を含む。）に募集要領に添付する契約書の様式により、沼津市と賃貸借契約を締結しなければならない。ただし、やむを得ない事由があると沼津市が認めたときは、当該期間を延長することができる。

2 落札者が、前項の期間内に契約を締結しないとき又は第8条各号のいずれかに該当することが判明したときは、当該落札は、その効力を失う。

3 落札者は、契約関係書類の作成に当たっては、実印を用いなければならない。

(契約保証金)

第13条 契約保証金は、免除とする。

(貸付料の支払い)

第14条 貸付料のうち固定額は、貸付期間中の年度の最初の月の末日（契約締結年度にあつては、契約締結日の属する月の翌月の末日）までに、当該年度の月分を一括して、沼津市が発行する納入通知書により納入しなければならない。

2 貸付料のうち売上金額に対する貸付料率により算出される額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）は、各使用月の翌月の沼津市が指定する期日までに、沼津市が発行する納入通知書により納入しなければならない。

3 前2項の規定により納入する金額は、それぞれの貸付料の金額に取引に係る消費税及び地方消費税（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加えた額とする。

(契約の解除)

第15条 沼津市は、第12条の規定による契約締結後において、落札者の当該契約に関する不正の事実が判明したとき又は落札者が法令、本心得書若しくは当該契約に違反したときは、当該契約を解除することができる。

(瑕疵担保責任)

第16条 落札者は、第12条の規定による契約締結後、貸付物件に面積の不足その他隠れた瑕疵があることが判明した場合においても、貸付料の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

(入札結果の公表について)

第17条 入札結果については、入札参加者数、落札の有無、落札金額及び落札者（法人又は個人の別）を公表するとともに、一定期間、沼津市ホームページにおいて公表するものとする。

2 沼津市は、本件入札に関し、沼津市情報公開条例（平成12年条例第37号）に基づく開示請求がなされた場合において、必要があると認めるときは、落札者に関する情報を開示するものとする。